

任意の構造計算適合性判定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市が第3条に定める対象法令（以下「対象法令」という。）に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条の3及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要しないこととされている建築物の認定及び許可（以下「認定等」という。）の審査を実施するに当たって、対象法令に基づく認定等を行う者及び法第2条第1項第三十五号で定める特定行政庁（以下「所管行政庁等」という。）が、任意の構造計算適合性判定（以下「任意判定」という。）を求めることに関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 和歌山市に法第6条第1項の規定による確認の申請書又は法第18条第2項の規定による計画の通知書（以下「申請書等」という。）を提出しようとする建築物に適用する。

(任意判定の対象となる建築物)

第3条 本要領に基づく任意判定の対象となる建築物又は建築物の部分は、別表1の左欄に掲げる対象法令に基づき認定等を行う同表中欄に掲げるもののうち、法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する場合がある。ただし、法第85条第6項及び同条第7項に掲げる仮設興行場等の建築の許可を受けた建築物については法第4条の規定による建築主事の判断により、要する場合がある。

(任意判定を行う機関等)

第4条 任意判定を行う機関等について、以下に定める。

- (1) 任意判定を行う機関は、和歌山県知事が指定する指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）とする。
- (2) 判定機関が行ってはならない業務は、平成19年5月15日付け国住指第281号国土交通省住宅局長通知「指定構造計算適合性判定機関の指定について」の別添第3の二及び三に準ずる。

(任意判定を行う時期等)

第5条 任意判定は、原則的に対象法令に基づく認定等を行うまでの間に行うものとする。

(任意判定と関係法令の規定に基づく認定等との関係)

第6条 原則的に任意判定を受けなければ対象法令に基づく認定等は行わないものとする。

(任意判定の基準)

第7条 任意判定の基準は、法第6条の3及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に準ずる。

(任意判定の実施手続)

第8条 任意判定の実施手続きについて、以下に定める。

- (1) 対象法令に基づく認定等の申請を行おうとする者は、当該認定等に係る建築物が

任意判定の必要なものであるか否かについて所管行政庁等に対して相談及び協議を行う。

(2) 所管行政庁等は、(1)において任意判定が必要であると確認された場合は、対象法令に基づく認定等の申請者に対して任意判定を受けることについて説明する。

(3) 任意判定の手続は、判定機関の規程及び別添「任意の構造計算適合性判定手続の流れ」に基づき実施することとする。

(計画変更の取扱い)

第9条 計画変更については、法第6条の3及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に準ずる。

(その他具体的な事務処理等)

第10条 その他、この要領に規定されていない事項については、判定機関の規程によるものとする。なお、事務処理に疑義のある場合は、和歌山市と判定機関との協議により決定するものとする。

附則

本要領は平成24年8月1日以降に所管行政庁等が対象法令に基づく認定等の申請を受理した建築物より適用する。

本要領は、平成27年6月1日から施行する。

本要領は、令和5年4月24日から施行する。

別表 1

	対象法令及び条文	対象となる建築物	所管行政庁等
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項	耐震改修計画の認定を受ける建築物	和歌山市
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項	特定建築物の建築等の計画の認定を受ける建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。）	和歌山市
3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項	長期優良住宅の認定を受ける建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。）	和歌山市
4	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	低炭素の認定を受ける建築物（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき、申し出があった場合に限る。）	和歌山市
5	法第85条第6項及び第7項	仮設興行場等の建築の許可を受ける建築物	和歌山市

任意判定のフロー図(一例)

